

1. 成果指標の算出基礎データ

以下に目標値の算出方法を示す。なお、沖縄県の現状・目標値は「沖縄県住生活基本計画（H23年度～H32年度）」より参照。

糸満市の現状値は、平成25年度の住宅・土地統計調査や関連計画から参照。

成 果 指 標		現状	目標値	数値の根拠	
既存住宅の 流通シェア	沖縄県	10.0%	17.0%	沖縄県住生活基本計画 (H23年度～H32年度) 68 ページ参照	住宅・土地統計調査、 住宅着工統計
	糸満市	8.5%	15.0%	算出方法（糸満市）	住宅・土地統計調査
				$\frac{\text{中古住宅を購入}}{\text{住宅総数}} \times 100$ $= \frac{790}{19,770} \times 100 = 8.5\%$ 県参考値による目標概算値→15.5%	
住宅ストックに対するリフォーム実施戸 数の割合	沖縄県	2.1%	6.0%	沖縄県住生活基本計画 (H23年度～H32年度) 30 ページ参照	住宅・土地統計調査 特別集計
	糸満市	10.3%	15.0%	算出方法（糸満市）	住宅・土地統計調査
				$\frac{\text{H21年以降にリフォームした住宅}}{\text{住宅総数}} \times 100$ $= \frac{2,040}{19,770} \times 100 = 10.3\%$ 県参考値による目標概算値→14.2%	
新耐震基準が求める 耐震性を有する住宅 数のストック率	沖縄県	81.9%	95.0%	沖縄県住生活基本計画 (H23年度～H32年度) 35 ページ参照	住宅・土地統計調査
	糸満市	85.8%	90.0%	県参考値による目標概算値→86.2%	糸満市耐震改修促進 計画（H27.6）
ユニバーサル デザイン率	沖縄県	9.6%	28.0%	沖縄県住生活基本計画 (H23年度～H32年度) 38 ページ参照	住宅・土地統計調査
	糸満市	9.5%	28.0%	算出方法（糸満市）	住宅・土地統計調査
				$\frac{\text{一定のバリアフリー化}}{\text{住宅総数}} \times 100$ $= \frac{1,880}{19,770} \times 100 = 9.5\%$ 県参考値による目標概算値→27.9%	

成 果 指 標		現状	目標値	数値の根拠	
高齢者人口に対する 高齢者向け住宅の割合	沖縄県	2.2%	3.0%	沖縄県住生活基本計画 (H23 年度～H32 年度) 47 ページ参照	沖縄県調べ
	糸満市	4.5%	7.0%	算出方法（糸満市）	糸満市調べ
				$\frac{(\text{高齢者向け住宅数})}{65 \text{ 歳以上の人口}} \times 100$ $= \frac{425}{9,371} \times 100 = 4.5\%$ 再生団地計画の戸数を加算した場合 $\frac{(425 + 216)}{9,371} \times 100 = 6.8\%$ 県参考値による目標概算値→5.3%	
最低居住面積水準 未達率	沖縄県	8.1%	早期に解消	沖縄県住生活基本計画 (H23 年度～H32 年度) 74 ページ参照	住宅・土地統計調査 特別集計
	糸満市	8.8%	早期に解消	算出方法（糸満市） $\frac{\text{最低誘導居住水準未達住宅総数}}{\text{住宅総数}} \times 100$ $= \frac{1,730}{19,770} \times 100 = 8.8\%$	住宅・土地統計調査
子育て世帯の 誘導居住面積水準 達成率	沖縄県	19.4%	50.0%	沖縄県住生活基本計画 (H23 年度～H32 年度) 50 ページ参照	住宅・土地統計調査 特別集計
	糸満市	15.8%	50.0%	算出方法（糸満市） $\frac{\text{誘導居住水準未達(子育て世帯)住宅総数}}{\text{住宅総数}} \times 100$ $= \frac{3,120}{19,770} \times 100 = 15.8\%$ 県参考値による目標概算値→46.4%	住宅・土地統計調査
県営（市営）住宅の バリアフリー化	沖縄県	22.8%	33.0%	沖縄県住生活基本計画 (H23 年度～H32 年度) 76 ページ	沖縄県調べ
	糸満市	0.0%	14.0%	算出方法（糸満市） $\frac{4 \text{ 団地市営住宅}}{\text{公営住宅数}} \times 100$ $= \frac{216}{1,523} \times 100 = 14.2\% \approx 14.0\%$ 県参考値による目標概算値→10.2%	4 団地建て替え (再生団地計画)

※高齢者向け住宅（介護付き住宅は除く）；浜川県営住宅（124 戸）、潮平県営住宅（220 戸）、

サービス付き高齢者住宅（81 戸）

成 果 指 標		現状	目標値	数値の根拠	
新築住宅における 住宅性能表示の実施率	沖縄県	4.7%	50.0%	沖縄県住生活基本計画 (H23 年度～H32 年度) 28 ページ参照	設計住宅性能評価書、 住宅着工統計
	糸満市	—	早期に実地	—	—
地震・台風時の住宅の 安全性に対する不満率	沖縄県	40.6%	30.0%	沖縄県住生活基本計画 (H23 年度～H32 年度) 40 ページ参照	住生活総合調査
	糸満市	17.0%	6.0%	本資料の 65 ページ参照 県参考値による目標概算値→6.4%	糸満市住生活基本計画 市民意識調査
火災・地震・水害などに 対する住環境の安全性 の不満率	沖縄県	35.9%	30.0%	沖縄県住生活基本計画 (H23 年度～H32 年度) 41 ページ参照	住生活総合調査
	糸満市	15.4%	9.0%	本資料の 65 ページ参照 県参考値による目標概算値→9.5%	糸満市住生活基本計画 市民意識調査
住宅に対する不満率	沖縄県	27.6%	25.0%	沖縄県住生活基本計画 (H23 年度～H32 年度) 60 ページ参照	住生活総合調査
	糸満市	62.9%	60.0%	本資料の 62 ページ参照 県参考値による目標概算値→60.3%	糸満市住生活基本計画 市民意識調査
まちの景観に 対する不満率	沖縄県	26.7%	20.0%	沖縄県住生活基本計画 (H23 年度～H32 年度) 63 ページ参照	国土交通省調べ
	糸満市	23.0%	15.0%	県参考値による目標概算値→16.3%	糸満市風景づくり計画
赤瓦住宅建設数	沖縄県	192 棟/年	300 棟/年	沖縄県住生活基本計画 (H23 年度～H32 年度) 66 ページ参照	沖縄県調べ
	糸満市	42 棟 12.6%	94 棟 28.2%		糸満市風景づくり計画

※糸満市の「住宅に対する不満率」は「特になし」「無回答」を除いた値

2. 具体的な支援策

1) 金融、保険による支援策

①住宅金融支援機構による（開発金融公庫を通しての）金融支援

住宅金融公庫は民間金融機関と提携して「住生活基本計画」を支援する機構であり、民間による貸付ではリスクが高い分野での直接融資、保険業務を行っている。その主なものを例示すると、以下のような支援策がある。

○二世帯住宅支援へのリフォーム融資

- ・両親と同居のための増改築のためのリフォーム融資（バリアフリー、省エネ、耐震工事）
- ・60歳以上に「高齢者向け返済特例特別制度」

○省エネ賃貸住宅建設融資（子育てファミリー向け）

- ・共同建て、重ね建てまたは連続建て、であること
- ・耐火・準耐火で省エネ

○まちづくり融資（長期建設資金）

- ・既存の建築物の除却による「共同建替え事業」「賃貸建築物建替え事業」
- ・地区計画等適合協調建替え事業（糸満市重点景観地区も条例制定により可）

後述する住宅性能表示制度による中古物件の流通を促進し、耐震やバリアフリーを図る支援融資として、以下のような制度がある。

○リユース住宅購入、リフォーム融資

- ・中古物件購入、リフォームする際に行う
- ・リフォームは購入と同時に行う

○住宅借上げ事業者向け耐震改修リフォーム融資

- ・中古住宅を借上げて耐震改修工事し、経営する際の事業者融資
- ・物件所有者に対する賃料の保証は（財）高齢者住宅財団が行う
- ・（一般社団法人）移住・すみかえ支援機構が借上げ事業者

②その他の機関による金融支援

○政策誘導型リフォーム事業による支援

- ・国や地方公共団体が奨励・誘導する、より質の高いリフォーム工事
- ・長寿社会対応型住宅工事（バリアフリー住宅工事、高齢者等対応設備設置工事）
- ・環境共生型住宅工事（断熱、省エネ、シックハウス）
- ・長期耐用住宅工事（長期耐用改修、積雪地対応）

○沖縄公庫独自制度の住宅融資

- ・赤瓦住宅資金（糸満市景観重点整備地区に適用）

③高齢者住宅財団による金融、保険支援

○フォーム融資

- ・60歳以上で自宅のバリアフリー化、耐震改修のためのリフォーム融資
- ・「高齢者向け返済特例制度」で毎月返済は利息のみ、元金は相続人による一括返済あり。保証人は財団

○マンション建替え等融資の債務保証

- ・条件は「高齢者住宅財団によるリフォーム融資」と概ね同様

○家賃債務保証制度

- ・保証の対象--「滞納家賃12か月」「現状回復、訴訟費用は家賃の9か月」
- ・対象者-----高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人世帯、解雇による住居退去世帯
- ・財団と基本約定を締結、月額家賃の35%の保証料納付（入居者負担）が必要

2) 制度による支援策

①住宅性能表示制度

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」で新築、中古住宅の流通促進を図る目的で制度化され、以下のような要件がある。

- ・地震などに対する強さ、シックハウス対策などの専門家のチェック
- ・トラブルは「指定住宅紛争処理機関」で処理、ローンや保険料の割引有り（先述）。

3. 委員会・幹事会委員名簿

●幹事会委員

職名	氏名	
建設課長	賀数 基明 → 徳里 仁	会長
政策推進課長	神谷 和男 → 国吉 丘	
介護長寿課長	山城 安子 → 稲嶺 盛一郎	
教育委員会総務課長	福元 信美	
都市計画課長	徳元 弘明	

●委員会委員

職名	氏名	
沖縄国際大学教授	名嘉座 元一	委員長
沖縄県建築士事務所協会会長	仲本 典允	
糸満市社会福祉協議会会長	上原 健市	
糸満市母子寡婦福祉会副会長	稲嶺 真由美	
自治連絡員会長	屋嘉比 康人	
沖縄県住宅課長	佐久川 尚	
糸満市企画開発部長	阿波根 庸伸 → 神谷 和男	
糸満市福祉部長	真栄里 美保 → 山城 安子	
糸満市教育委員会教育部長	神谷 良昌	
糸満市建設部長	金城 寛	副委員長

●委員会・幹事会開催日

	検討事項	開催日
第一回	・ 現況データ、上位及び関連計画の整理 ・ 目標指標について	平成 28 年 1 月 18 日(幹事会) 21 日(委員会)
第二回	・ 市民意識調査の結果 ・ 住宅施策の課題と基本目標について	平成 28 年 2 月 22 日(幹事会) 29 日(委員会)
第三回	・ 指摘事項の整理 ・ 施策の方針と計画実現に向けてについて	平成 28 年 4 月 15 日(幹事会) 28 日(委員会)

4. 使用資料

本編資料使用ページ番号	参考資料
P13 身体障害者手帳交付状況	平成 26 年度糸満市福祉概要 第 3 章 障がい者の福祉 表 身体障害者（児）手帳障害種別交付状況【P21】
P13 身体障害者手帳交付状況の推移	平成 26 年度糸満市福祉概要 第 3 章 障がい者の福祉 表 身体障害者（児）手帳等級別交付状況【P21】
P13 知的障害者福祉 療育手帳交付状況の推移	平成 26 年度糸満市福祉概要 第 3 章 障がい者の福祉 表 療育手帳手帳等級別交付状況【P22】
P14 母子・父子医療事業 登録人数の推移	平成 26 年度糸満市福祉概要 第 7 章 母子・父子及び寡婦福祉 表 ひとり親家庭等医療費事業登録人数【P61】
P15 生活保護世帯数の推移	平成 26 年度糸満市福祉概要 第 2 章 生活保護 表 被保護世帯の推移【P9】
P41 住生活基本計画（全国計画） （平成 23 年度）	住生活基本計画（全国計画）[平成 23 年度] 第 2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標並び にその達成のために必要な基本的な施策【P5～13】
P42 沖縄県住生活基本計画 （平成 23 年度）	沖縄県住生活基本計画[平成 23 年度] 第 3 章 沖縄県の新しい住宅施策の基本的な方針 3-2 施策展開のための基本目標【P20～23】
P43 第 4 次糸満市総合計画	第 1 編 基本構想 第 2 章 基本構想【P6】 第 2 編 基本計画 第 5 章 暮らしのつながるまち【P80～81】
P44 糸満市都市計画マスタープラン	糸満市都市計画マスタープラン[平成 16 年度] 第 3 章 将来の都市構造と都市像 2. 将来の都市像【P30～31】 第 4 章 全体構想 都市整備の方針 全体構想（都市整備の方針）【P39～49】
P45 糸満市風景づくり計画	糸満市風景づくり計画[平成 25 年度] 第 5 章 良好な風景づくりのための行為の制限に関する事項 5-3 景観形成基準【P72】

本編資料使用ページ番号	参考資料
P46 景観地区別市営住宅の立地	糸満市風景づくり計画[平成 25 年度] 第 3 章 景観計画区域の設定 3-3 景観形成重点地区の設定【P53】
P47 糸満市老人福祉計画 及び介護保険事業計画	糸満市老人福祉計画及び介護保険事業計画[平成 27 年度] 第 2 章 計画の基本的な考え方 5. 施策の体系 ～基本目標の展開【P17】
P48～49 糸満市子ども・ 子育て支援事業計画	糸満市子ども・子育て支援事業計画[平成 27 年度] 第 3 章 計画の基本的な考え方 5. 施策の体系【P62～64】
P50 糸満市第 3 次障がい者計画	糸満市第 3 次障がい者計画[平成 24 年度] 第 3 章 総論 基本的な考え方【P29～33】 第 4 章 障害者施策の展開【P47～52】
P53～54 糸満市営住宅再生団地計画	糸満市営住宅再生団地計画[平成 26 年度] 資料編 4. 改築工程【P247～248】
P119 住生活基本計画（全国計画） （平成 28 年度）	住生活基本計画（全国計画）[平成 28 年度] 第 2 目標と基本的な施策【P6】
P120 沖縄県住生活基本計画 （平成 23 年度）	沖縄県住生活基本計画[平成 23 年度] 第 3 章 沖縄県の新しい住宅施策の基本的な方針 3-2 施策展開のための基本目標【P20～23】
P121 沖縄県住生活基本計画 （平成 23 年度）	沖縄県住生活基本計画[平成 23 年度] 第 6 章 公的賃貸住宅の供給 6-1 公営住宅の供給目標量【P94】

5. 用 語 集

あ行

●沖縄県住生活基本計画

近年の急速な少子高齢化の進展、生活様式の多様化その他の社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、住宅の需要及び供給に関する長期見通しに即し、かつ、居住者の負担能力を考慮して、現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給、建設、改良又は管理が図られることを旨として、行われる計画。

●沖縄振興開発金融公庫

昭和 47 年 5 月 15 日、沖縄の本土復帰に伴い、「沖縄振興開発金融公庫法」にもとづいて設立された沖縄における政策金融を一元的・総合的に行う政府系金融機関。那覇市内の本店のほか、北部、中部、宮古、八重山の各圏域の支店、及び東京本部の全 6 店舗で業務を行っている。

か行

●介護サービス

介護保険で利用できるサービスで、大きく分けて在宅介護サービスと、地域密着型サービス、施設介護サービスの 3 つある。

●介護保険

平成 12 年 4 月 1 日からスタートした社会全体みんなで手助けをしようということでつくられた制度。1 割の自己負担で介護を受けることができる、公的な保険。原則として、65 歳以上の人を対象。サービスを受けるには、介護のレベルを判定する、要介護認定を受けなくてはならない。

●介護予防

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）こと、あるいは、要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにする（維持・改善を図る）こと。

●居住支援協議会

「住宅セーフティネット法」に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るために組織された協議会。居住支援協議会は、地方公共団体の住宅部局、福祉部局、宅地建物取引業者、居住支援団体等で構成され、居住支援に関する情報を関係者間で共有・協議し、住宅確保要配慮者及び、民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し必要な支援を実施する。

●公営住宅

地方公共団体が、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で供給する賃貸住宅。

●高齢化率

総人口に占める 65 歳以上の人口の割合のことをいう。

●高齢者世帯率

世帯主が 65 歳以上の世帯の一般世帯に占める割合。

●国勢調査

総務省統計局が行う全国一斉の国政に関する調査。全国都道府県及び市区町村の人口の状況を明らかにし、社会福祉、雇用、住宅、環境整備、交通等各種行政上の諸施設の企画・立案のための基礎調査を得ることを主たる目的として国内の全ての居住者について行われる。

さ行

●最低居住面積水準

住生活基本計画の中で健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準。世帯員数等に応じて、住戸の規模・設備・性能等について基準が定められている。

・単身者 25 m² ・2 人以上の世帯 10 m²×世帯人数+10 m²

●サブリース

Sublease 又貸し、転貸といい、特に不動産賃貸においては転貸を目的とした一括借上のことを、サブリースと言うことが多い。

●サービス付き高齢者向け住宅

高齢者世帯や要介護者等の増加に対応し、高齢者が安心して生活できるバリアフリ

一構造の新たな高齢者向けの住宅。安否確認や生活相談サービスの提供を必須とした。「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の一部改正により、高齢者円滑入居賃貸住宅（高円賃）、高齢者専用賃貸住宅（高専賃）及び高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）を一本化して知事への登録制度として、新たに創設された住宅で、高円賃、高専賃、高優賃は廃止され、平成 23 年 10 月 20 日以降、登録制度が開始された。

●社会福祉協議会

社会福祉法に基いた社会福祉法人の一つで、通称「社協」とも呼ばれる。地域福祉の推進を目的に市区町村、都道府県、全国社会福祉協議会（全社協）の各段階で組織され、公私の関係組織・機関により構成されている。市町村では社会福祉のための事業の計画と実施、住民の活動参加の援助などを、都道府県では社会福祉のための広域的な事業、事業所従事者の養成、市町村社協の連絡調整などを主な役割としている。

●住生活基本法

国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務、住生活基本計画の策定、その他の基本となる事項について定めている法律。

●住生活基本計画

住生活基本法に基づき国・都道府県が定める住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画。

●住宅ストック

ある時点における既存の住宅総数（量）。新規に建築された住宅は「住宅ストック」という。

●住宅供給公社

「地方住宅供給公社法」に基づき設立された、国及び地方公共団体の住宅対策の一翼を担う公的住宅供給主体。

●住宅・土地統計調査

「統計法」に基づく指定統計調査で、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査。昭和 23 年以来 5 年ごとに調査を実施。

●住宅セーフティネット

経済的な危機に陥っても最低限の安全を保障する社会的な制度や対策の一環として、住宅に困窮する世帯に対する住宅施策。戦後復興期に創設された公営住宅制度が基本であり、低所得者、高齢者、災害被災者、一人親世帯、DV被害者などに安全で良質な住まいを提供する。

●住宅性能表示制度

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、構造の安定、火災時の安全、高齢者等への配慮など、住宅の性能について第三者機関が客観的に評価することで、良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するための制度。

●住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）

良質な住宅を安心して取得できる住宅市場の条件整備と活性化のために住宅の性能に関する表示、基準及びこれに基づく評価の制度を設け、紛争処理体制を整備するとともに、新築住宅の瑕疵担保責任を10年間義務づけることを内容とする法律。

●終身建物質貸借制度

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく知事等の認可を受けた賃貸借契約であって、部屋の面積や一定のバリアフリー化などの要件を満たす住宅を高齢者に生涯にわたり賃貸する制度。

●シルバーハウジング

高齢者が自立して快適に過ごすことのできるような設備を備えた公営住宅。住宅のバリアフリー化、ライフサポートアドバイザー（生活援助員）による入居者に対する安否の確認、生活相談・緊急時の対応・疾病時の一時的家事援助などの生活支援など、ハード・ソフトの両面から、適切な福祉サービスを受けられるよう配慮されている。

●生活援助員（ライフサポートアドバイザー：LSA）

シルバーハウジングなどの公営住宅に住む高齢者に対して、見守りサービス（安否の確認）、生活指導や相談、緊急時の対応、関係機関との連絡、コミュニティ作りの支援などを行う者。

●生活保護

生活保護法に基づき、国が経済的に困窮する方に対して、その度合いに応じて必要な保護を行い自立を支援する公的な扶助制度。

●成年後見制度

精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。法定後見制度と任意後見制度からなり、法定後見制度はさらに後見、保佐、補助の 3 つに分けることができる。任意後見制度は本人の判断能力が衰える前から利用できるが、法定後見は判断能力が衰えた後でないと利用できない。

た行

●地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために、必要な援助を行うことを目的として設けられた機関。主な業務は①地域包括支援ネットワークづくり（地域に総合的・重層的なサービスネットワークを構築すること）②総合相談支援・権利擁護（高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し必要なサービスにつなぐこと。また、虐待防止など高齢者の権利擁護に努めること）③介護予防ケアマネジメント（介護予防事業・予防給付が効果的・効率的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを行うこと）④包括的・継続的ケアマネジメント支援（高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援すること）がある。

●超高齢社会（高齢社会）

65 歳以上の高齢者人口が総人口の 14%を超えると「高齢社会」と言われ、割合が 21%を超えると「超高齢社会」と言われます。

●通所介護

介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つでデイサービスのこと。居宅の要介護者に対して、特別養護老人ホームや老人デイサービスセンター等に通わせ、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を行う。

●特別養護老人ホーム

寝たきりや認知症などにより日常的な介護が必要で、在宅介護が困難であるとされる 65 歳以上の高齢者が利用する施設である。

入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。介護保険では、介護老人福祉施設として位置づけられ、入所するには要介護認定を受け、

要介護1以上の認定を受けることが必要である。

●都市再生機構（UR）

大都市や地方中心都市における市街地の整備改善や賃貸住宅の供給支援、UR賃貸住宅（旧公団住宅）の管理を主な目的とした国土交通省所管の独立行政法人。

な行

●認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

介護保険の給付対象となる地域密着型サービスの一つでグループホームのこと。認知症の高齢者に対して、共同生活を営む住居において、家庭的な環境の下、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を行う。

は行

●バリアフリー

障がい者や高齢者などが生活するうえで障壁(バリア)となる部分を取り除くこと。建築設計においては、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障がい者に配慮すること。

●訪問介護

介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つでホームヘルプサービスのこと。居宅の要介護者に対して、訪問介護員がその居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護など日常生活上の世話を行う。

ま行

●マルチハビテーション

Multihabitation 一つの世帯が複数の住居を持ち、必要に応じて住み分けること。複数地域居住。

●民生委員

低所得者や高齢者などの生活状況を把握し必要な援護活動や心配事相談を行うなど地域福祉の増進のために広範な活動を行う。法に基づいて設置された民間奉仕者。

や行

●家賃債務保証制度

高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、外国人世帯及び解雇等による住居退去者世帯が、賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、賃貸住宅への入居を支援する(財)高齢者住宅財団の制度。

●有料老人ホーム

老人福祉法に規定された高齢者向けの生活施設で、常時 1 人以上の老人を入所させて、生活サービスを提供することを目的とした施設(特別養護老人ホーム等の老人福祉施設ではないものを指す)。①食事の提供、②入浴、排せつ、食事等の介護、③掃除、洗濯等の家事、④健康管理のうち、いずれかのサービスを提供する事業を行う事業所で民間事業者が経営している。経営の主体は、株式会社や有限会社等様々である。住宅型、介護付、健康型の有料老人ホームがある。

・住宅型有料老人ホーム

生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。

介護が必要となった場合、入居者の選択により地域の訪問介護等介護サービスを利用しながら当該有料老人の居室での生活が可能。

・介護付有料老人ホーム

介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。

介護が必要になっても施設が提供する介護サービス(介護保険の特定施設入居者生活介護)を利用しながら施設での生活が継続できる。

・健康型有料老人ホーム

食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。

介護が必要となった場合には契約を解除し退去しなければなりません。

●ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル(すべての、普遍的な)」と「デザイン(計画、設計)」との複合語。

「年齢、性別、能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という非常に幅広い意味で使われる概念。

●要介護認定

介護保険の給付を受けることができるかを認定すること。訪問調査のあと、コンピュータによる 1 次判定を経て専門家による 2 次判定で決定される。要介護度には 1 から 5 まであり、要介護より軽い認定が「要支援」、介護保険が適用されない場合が

「自立」とされる。

●養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的な理由により、自宅での生活が困難な 65 歳以上の高齢者が市町村長の措置により入所する施設である。入所に必要な費用は、市町村の措置費によって拠出される。

入所に関する相談窓口は、各市町村高齢者福祉担当課となっている。

ら行

●リノベーション

Renovation 既存の住宅の機能を全体的に見直し、性能を向上させるための大規模な改修工事のことをいう。

●リバースモーゲージ

逆抵当融資方式といい、持家を活用して生活資金や住替え資金を調達すること。通常のリバースモーゲージは、老後の生活資金調達の一つで、持家を担保にして生活資金を借り、死亡後に家を売却して返済にあてる方式であるが、「住替え型」は他の住宅に移り住む資金調達のため、持家を貸し出し家賃収入を得る方式。

A ～ Z

●NPO (Nonprofit Organization)

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。